

トーマツ チャイナ ニュース

ダイジェスト版

(Vol.124 2013 年 4 月号ーVol.126 2013 年 6 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

投資情報

外債登記制度を一段と簡素化、但し元転や借入目的審査は依然、厳格管理を維持 ～匯発[2013]19 号の施行～

2013 年 5 月 2 日付けで『外債登記管理弁法』通知の公布(匯発[2013]19 号、以下“19 号通知”と省略)を公布し、同年 5 月 13 日より施行済です。19 号通知は「外債登記管理弁法」、「外債登記管理オペレーションガイドライン」、「廃止法規目録」の 3 つの付則から構成されています。この通知の適用により、外債取引における審査・認可手続きが一段と効率化・簡素化されています。

19 号通知では、例えば 59 号通知¹で廃止されなかった、海外から調達した外貨借入(以下“外債借入”と表記)の元利金返済時に必要とされた外貨管理局の都度承認が不要となり、銀行の審査のみで送金が可能となりました。

また外債口座の開設手続きも同様に簡素化されています。従来は、外債登記と共に外債口座の開設時にも外貨管理局の事前認可を要していましたが、当該手続きを銀行で直接、審査・開設が可能となりました。

また、このような審査・認可の効率化に加え、「外債管理完備の関連問題に関する通知」(匯発[2005]74 号)などの重要通達を含む 9 通達が同時に廃止になるなど、資本取引における法整備が一段と実現化しました。

一方において、19 号通知では外債借入目的は“外債管理規定に合致していなければならない”、外債借入の人民元転は“実需原則に基づく”、と規定されています。従って、外債借入や当該資金の人民元転は依然として原則、経営範囲に合致していることが条件であり、これらに対しては厳格な管理が維持されています。また、親会社保証付き人民元借入の取扱いにも特段の変化はありません。

このように現地法人の資金繰りに影響が大きいとされる取引においては、依然として、厳格管理が求められ変化が無い点には留意が必要です。

19 号通知による資本取引規定の変更項目、外債登記手続きの概要、及び外債資金の人民元転規制や資金使途における厳格管理の維持等の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.126 (2013 年 5 月号) 投資情報 をご参照ください。

¹ 59 号通知の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.121 (2012 年 12 月)号を参照のこと。

税務情報

増値税改革に係る非居住者企業に対する企業所得税の源泉税額の計算方法を明確化 ～国家税務総局公告 2013 年第 9 号の施行～

2012 年 1 月 1 日から、上海市において、交通運輸業および一部現代サービス業のうち、試行対象業種に対し営業税から増値税への課税に変更（以下、“増値税改革”と表記）されています。同年中には北京市を含む 8 つの省市にも適用され、2013 年以降も、試行地域が拡大しています²。そして、試行開始後 1 年超が経過した現段階において、関連通達が相次いで公布され、取扱いが更に明確化されつつあります。

一方、当該改革に関連する企業所得税の取扱いに対しては、2013 年 2 月 19 日に「営業税から増値税への変更徴収試行における非居住者企業の企業所得税納付の関連問題に関する公告」（国家税務総局公告 2013 年第 9 号、以下“2013 年第 9 号公告”と省略）が公布され、即日施行されています。これにより、非居住者企業が試行対象の役務を提供した際に納付すべき、企業所得税の源泉徴収税額の計算方法が明確となりました。

2013 年第 9 号公告では、非居住者企業が納付すべき企業所得税の計算方法を以下の通り定めています。

営業税を増値税に変更し徴収する試行において、非居住者企業が取得した「企業所得税法」第三条第三項で規定する所得について、企業所得税を計算し納税する際は、増値税を含まない収入の全額を課税所得としなければならない。

非居住者企業に対する課税根拠となる“「企業所得税法」第三条第三項³で規定する所得”には配当、利子、使用料等の所得が該当します。また、増値税改革における該当役務では、例えば技術ロイヤリティーなどが該当しますが、日本企業との関係では企業所得税率 10%が源泉課税されます。技術やノウハウを伴わない、技術指導契約や業務委託契約等に基づく対価であれば、PE 認定を受けない限り、原則として当該企業所得税の課税対象となりません⁴。

国家税務総局の Web サイト上に掲載されている解説では、下記の通り、具体的な計算方法を例示しています。

【解説からの抜粋】

契約金額を 100 万元、契約で税額は非居住者企業が負担、増値税の適用税率を 6%と仮定すれば、居住者企業が源泉徴収すべき非居住者企業の所得税計算は以下の通り：

課税所得額=100/(1+6%)=94.34(万元) / 納税額=94.34*10%=9.43(万元)

非居住者企業に対する送金金額の計算例等を含む詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.124（2013 年 3 月号）税務情報をご参照ください。

² 財税[2013]37 号が公布され、2013 年 8 月 1 日より、当該増値税改革の試行地域は中国全土に拡大される予定。

³ 「企業所得税法」第三条第三項では、「非居住者企業で中国国内において、機関、活動場所を設立していない場合、或いは機関、活動場所を設立しているが、取得した所得がその設立している機関、活動場所と実際に関係が無い場合は、その中国国内を源泉とする所得については、企業所得税を納付しなければならない。」と規定。

⁴ 実務的にはノウハウを伴わない、技術指導料等に対しても、当該源泉課税を徴収されるケースがある。

税務情報Q&A

19 号公告により PE 認定審査の厳格化が予想されるとも聞いていますが、PE 認定により企業所得税がどのように課税されますか？

～国家税務総局 2013 年第 19 号公告・国税発[2010]19 号～

国家税務総局 2013 年第 19 号公告（以下、“19 号公告”と省略）が 2013 年 6 月 1 日から施行されます。

日本本社など非居住者企業からの派遣従業員（以下“出向者”と表記）が中国国内において行う役務提供活動が派遣元の恒久的施設（Permanent Establishment、以下“PE”と省略）を構成すると税務当局に判断され PE 認定をうけるケースがあります。

このような所謂“出向者 PE”は、実務的には親会社と現地法人などの関連企業間において、親会社が一旦、立替えた出向者給与を現地法人が精算する際に、その立替送金が出向者を通じた役務提供の対価と看做され、税務局により PE 認定を受けるケースが典型的な事例ともいえます。

19 号公告は主として、この出向者 PE において、PE を構成するか否かの判断要素を一段と明確化しています。19 号公告により、判断基準が明確化されたことは企業にとりプラスと考えられる一方で、税務当局の PE 認定審査が従来より厳格化されることも予想されますので、注意が必要です。

PE 認定を受けた場合、企業所得税、営業税（或いは増値税）、個人所得税が取引内容に応じて徴収されます⁵が、企業所得税は、以下 3 つのいずれかの課税方式により算出されます。

課税方式	課税所得額計算方式
推定利益 課税方式	収入金額は正確に捕捉できるものの、原価費用に対する正確な証憑を提出することができず、課税所得を正確に計算できない場合等に適用する： $\text{課税所得額} = \text{収入総額} \times \text{みなし利益率}$
原価 課税方式	原価費用を正確に計算できるが、収入総額を正確に計算できない非居住者企業に適用する： $\text{課税所得額} = \text{原価費用総額} / (1 - \text{みなし利益率}) \times \text{みなし利益率}$
経費 課税方式	経費支出総額を正確に計算できるが、収入総額と原価費用を正確に計算できない非居住者企業に適用する： $\text{課税所得額} = \text{経費支出総額} / (1 - \text{みなし利益率} - \text{営業税税率}) \times \text{みなし利益率}$

みなし利益率や税額計算例、留意事項等の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.126（2013 年 5 月号）税務情報 Q&A をご参照ください。

⁵ 個人所得税は、短期滞在の出張者については日中租税条約に定める 3 つの要件に該当すれば、中国では非課税或いは免税となるはずだが PE 認定により、当該個人の給与を PE が負担したとして取り扱われるため、短期滞在者免税規定（183 日ルール）が適用されず課税対象となる。但し、19 号公告が想定している出向者は PE 認定の有無にかかわらず、原則、課税対象となる。

営業税（或いは増値税）は PE 認定の有無に関係なく、課税対象取引があれば課税される。

有限責任監査法人トーマツ／徳勤華永会計事務所(デロイト中国)による、中国事業展開サポート、 日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、トーマツ・デロイトの Web サイトをご参照ください。

- 有限責任監査法人トーマツ 中国進出企業サービス: <http://www.tohmatsu.com/jsjg/ch>
- デロイト中国 JSJG(日系企業サービスグループ): <http://www.tohmatsu.com/deloitte/ch>

有限責任監査法人トーマツによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

有限責任監査法人トーマツ 本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

代表電話: 03-6213-1075 / Fax: 03-6213-1045

E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakatsjimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5

名古屋ダイヤビルディング 3 号館

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

◆ 「トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

◆ 「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

◆ 「トーマツ チャイナ ニュース」のお問合せ先: 有限責任監査法人トーマツ 本部中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつ或いは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。